

# 熊本県公報

号外 第 22 号

平成 16 年 3 月 31 日 (水)

(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則……………(労働雇用課) 1
  - 熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則……………(会 計 課) 2
  - 熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則……………(管理調達課) 5
- 訓 令**
- 熊本県立大学に勤務する助手の任用その他の権限の委任に関する訓令(私学文書課) 5
  - 熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令……………(管理調達課) 5
- 告 示**
- 熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項……………(水俣病対策課) 8
  - 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正する要領……………(会 計 課) 23
  - 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領……………( " ) 23
  - 熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱……………(廃棄物対策課) 23
- 登 載 依 頼**
- 熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………(教育委員会) 64

## 本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則
- 1 地方独立行政法人法第 47 条の規定による特定地方独立行政法人の職員については、個別労働関係紛争の取扱機関がないため、あっせんの対象とすることとした。
  - 2 「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」が「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」と改称されたこと及び「地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律第 119 号)」が平成 16 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、文言の整理を行うこととした。
  - 3 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ◇熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則
- 1 収入証紙一般購入者からの未使用の収入証紙の買戻・交換の請求に対応するため、関係規定を改めることとした。
  - 2 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ◇熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則
- 1 「生産調書」を整備し、即売等の処分結果及び当該処分を行わなかった生産品の保管について、物品管理者の決裁及び出先機関への合議を行うことができるように改めることとした。
  - 2 「生産品即売調書」及び「製造品即売調書」を廃止することとした。
  - 3 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第 16 号

熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則  
熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則(平成 15 年熊本県規則第 1 号)の一部

を次のように改正する。

第2条第2号中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改め、同条第3号中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改め、「企業職員」の次に「、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員」を加え、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

---

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第17号

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則

熊本県収入証紙規則（昭和39年熊本県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
別記第11号様式及び別記第12号様式を次のように改める。

## 別記第11号様式(第19条関係)

## 熊 本 県 収 入 証 紙 買 戻 請 求 書

| 収入証紙種類        | 枚 数 | 金 額 | 収入証紙種類     | 枚 数 | 金 額 |
|---------------|-----|-----|------------|-----|-----|
| 1 円券          |     |     | 300 円券     |     |     |
| 5 円券          |     |     | 400 円券     |     |     |
| 10 円券         |     |     | 500 円券     |     |     |
| 20 円券         |     |     | 1, 000 円券  |     |     |
| 30 円券         |     |     | 2, 000 円券  |     |     |
| 50 円券         |     |     | 3, 000 円券  |     |     |
| 100 円券        |     |     | 5, 000 円券  |     |     |
| 200 円券        |     |     | 10, 000 円券 |     |     |
| 250 円券        |     |     |            |     |     |
| 計 (A)         |     |     | 円          |     |     |
| 買 戻 額(A)×0.96 |     |     | 円          |     |     |

&lt;買戻しを必要とする理由&gt;

上記理由により収入証紙を買い戻されるよう収入証紙を添えて請求します。  
 なお、買戻しに係る還付金については、下記口座に振り込んでください。

年 月 日

請求者 住所 { 法人その他団体にあつては、  
 主たる事務所の所在地 }  
 氏名 { 法人その他団体にあつては、  
 名称及び代表者氏名 } 印  
 電話番号 ( — — )

熊本県知事

様

|      |                 |                  |      |  |    |
|------|-----------------|------------------|------|--|----|
| 振込口座 | 金融機関<br>(郵便局以外) | 銀行<br>信用金庫<br>農協 |      |  | 支店 |
|      | 預金種別            | 普 通 ・ 当 座        | 口座番号 |  |    |
|      | フリガナ            |                  |      |  |    |
|      | 口座名義            |                  |      |  |    |

(日本工業規格A列4番)

## (注意事項)

1. 振込口座は請求者本人の口座(請求者が法人の場合は法人の口座)を記入してください。
2. 著しく汚損・き損した収入証紙は、買戻しの対象になりません。

## 別記第12号様式(第19条関係)

## 熊 本 県 収 入 証 紙 交 換 請 求 書

| 返還する収入証紙   |     |     | 交換を希望する収入証紙 |     |     |
|------------|-----|-----|-------------|-----|-----|
| 収入証紙種類     | 枚 数 | 金 額 | 収入証紙種類      | 枚 数 | 金 額 |
| 1 円券       |     |     | 1 円券        |     |     |
| 5 円券       |     |     | 5 円券        |     |     |
| 10 円券      |     |     | 10 円券       |     |     |
| 20 円券      |     |     | 20 円券       |     |     |
| 30 円券      |     |     | 30 円券       |     |     |
| 50 円券      |     |     | 50 円券       |     |     |
| 100 円券     |     |     | 100 円券      |     |     |
| 200 円券     |     |     | 200 円券      |     |     |
| 250 円券     |     |     | 250 円券      |     |     |
| 300 円券     |     |     | 300 円券      |     |     |
| 400 円券     |     |     | 400 円券      |     |     |
| 500 円券     |     |     | 500 円券      |     |     |
| 1, 000 円券  |     |     | 1, 000 円券   |     |     |
| 2, 000 円券  |     |     | 2, 000 円券   |     |     |
| 3, 000 円券  |     |     | 3, 000 円券   |     |     |
| 5, 000 円券  |     |     | 5, 000 円券   |     |     |
| 10, 000 円券 |     |     | 10, 000 円券  |     |     |
| 計          |     |     | 計           |     |     |

&lt; 交換を必要とする理由 &gt;

上記理由により収入証紙の交換を収入証紙を添えて請求します。

年 月 日

請求者 住所 { 法人その他団体にあつては、  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人その他団体にあつては、  
名称及び代表者氏名 } 印  
電話番号 ( — — )

熊本県知事 様

(日本工業規格A列4番)

(注意事項)

著しく汚損・き損した収入証紙は、交換の対象になりません。

附 則  
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 18 号

- 熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則  
熊本県物品取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。  
第 10 条中「生産若しくは製造により物品を生じた場合又は」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。  
2 物品管理者は、試験、研究又は実習によって生産又は製造をした物品を取得する場合は、当該物品について生産調書を作成しなければならない。  
第 11 条第 2 項中「、生産品即売調書及び製造品即売調書」を「、生産調書」に改める。  
第 25 条第 3 項を次のように改める。  
3 物品管理者は、試験、研究又は実習によって生産又は製造をした物品のうち、即売するもの及び生産の時点において自ら消費するもの等生産後直ちに処分するものについては、当該処分をした後、生産調書を作成するものとする。

附 則  
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 3 号

熊本県立大学  
熊本県立大学に勤務する助手の任用その他の権限の委任に関する訓令を次のように定める。  
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立大学に勤務する助手の任用その他の権限の委任に関する訓令  
教育公務員特例法施行令（昭和 24 年政令第 6 号）第 9 条第 2 項の規定により、熊本県立大学に勤務する助手の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分の権限をその長に委任する。

- 附 則  
1 この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
2 昭和 33 年熊本県訓令甲第 12 号は、廃止する。

熊本県訓令第 4 号

本庁各部（局）課（総室・室）  
各 地 方 出 納 先 機 関  
出 納 局  
教 育 庁 各 課  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
警 察 委 員 本 部  
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和 60 年熊本県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

|         |         |           |        |   |        |
|---------|---------|-----------|--------|---|--------|
| 別表第 1 中 | 取得物品調書  | 別記第 3 号様式 | 第 10 条 | を | 取得物品調書 |
|         | 物品出納通知書 | 別記第 4 号様式 | 第 11 条 |   | 生産調書   |
|         |         |           |        |   | 物品出納通知 |

|   |               |               |    |          |            |
|---|---------------|---------------|----|----------|------------|
|   |               |               | に、 | 「        |            |
|   | 別記第 3 号様式     | 第 10 条        |    | 不用物品処分調書 | 別記第 17 号様式 |
|   | 別記第 3 号の 2 様式 | 第 10 条、第 25 条 |    | 生産品即売調書  | 別記第 18 号様式 |
| 書 | 別記第 4 号様式     | 第 11 条        |    | 製造品即売調書  |            |

|         |             |          |            |        |
|---------|-------------|----------|------------|--------|
| 備品出納管理簿 |             |          | 別記第 19 号様式 |        |
| 第 25 条  | 「<br>を<br>」 | 不用物品処分調書 | 別記第 17 号様式 | 第 25 条 |
| 第 25 条  |             | 備品出納管理簿  | 別記第 19 号様式 | 第 26 条 |
| 第 26 条  |             | 」に       |            |        |

改める。  
別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

